

第 号
令和 年 月 日

千葉県教育委員会教育長 様

住 所

氏名等

印

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
7. 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の予定時期
9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

別 記

93条第1項

	県文書番号	教 文 第 号	年 月 日
1. 所 在 地	千葉県香取郡東庄町		
2. 面 積			
3. 土地所有者	住 所 :		
	氏名等 :		
4. 遺 跡 の 種 類	包蔵地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 塚 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺 跡 の 名 称	No. —		員 数
遺 跡 の 現 状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺 跡 の 時 代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
5. 工 事 の 目 的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物 ()		
	宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備 (農道等を含む) その他の農業関係 土砂採取 その他の開発 ()		
工 事 の 概 要			
6. 工 事 主 体 者	住 所 :		
	氏名等 :		
7. 施 行 責 任 者	住 所 :		
	氏名等 :		
8. 着 手 予 定 時 期	年 月 日	9. 終 了 予 定 時 期	年 月 日
10. 参 考 事 項			

指 示 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()
---------	------------------------

[注意事項] ① 太線内は届出者が記入。 ② 指示事項は県教育委員会で記入。

③ 遺跡の種類, 現状, 時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み, 該当項目のない場合は () 内に記入。